

## 米山地区公共施設複合化整備事業基本計画策定及び基本設計業務に係る質問に対する回答（5月20日回答）

資料名称	該当頁	質問内容	回答
該当項目			
実施要項	2	(1) ア管理技術者とイ建築（総合）主任技術者は、共同提案の場合、各社の人材を適切に活用し一体的に責任をもって業務を遂行する為、代表企業及び構成員各々から分担して配置することでも宜しいか。	共同企業体で提案する場合の管理技術者及び建築（総合）主任技術者は代表企業と3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることが要件となります。
4 業務上の参加条件			
実施要項	2	(1) ア管理技術者とイ建築（総合）主任技術者の条件に記載されている公共施設には、都市計画法施行令第21条に規定されている公益施設を含むものと考えて宜しいか。	延床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上の都市計画法施行令第21条に規定されている公益施設も含むものと考えてかまいません。
4 業務上の参加条件			
実施要項 仕様書	2 3	仕様書 11 業務内容 (1) 基本計画策定業務内容によれば基本計画業務に加えて事業化構想検討も含まれるため、管理技術者や建築（総合）主任技術者の実績において設計業務の他に「基本構想・基本計画・事業化検討業務」を含めても宜しいか。	管理技術者及び建築（総合）主任技術者の実績要件で、一部に誤記載がありましたので、以下のとおり訂正します。  ア 管理技術者 「②平成 19 年 4 月 1 日以降に延床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上の公共施設の新築又は改築（増築の場合は増築の部分に限る。）に係る <u>基本計画策定に関する業務、基本設計又は実施設計業務を管理技術者として携わった実績を有する者であること。</u> 」 イ 建築（総合）主任技術者 「②平成 19 年 4 月 1 日以降に公共施設の新築又は改築（増築の場合は増築の部分に限る。）に係る <u>基本計画策定に関する業務、基本設計又は実施設計業務を建築（総合）主任技術者として携わった実績を有する者であること。</u> 」
4 業務上の参加条件 11 業務内容			
実施要項	2	(1) イ建築（総合）主任技術者の実績は、管理技術者に加えて、主任技術者実績を含めることで宜しいか。	建設（総合）主任技術者の条件の一部に誤記載がありましたので、以下のとおり訂正します。 「②平成 19 年 4 月 1 日以降に公共施設の新築又は改築（増築の場合は増築の部分に限る。）に係る <u>基本計画策定に関する業務、基本設計又は実施設計業務を建築（総合）主任技術者として携わった実績を有する者であること。</u> 」
4 業務上の参加条件			

資料名称	該当頁	質問内容	回答
実施要項	3	建築士法上、一定規模以上の建物の設備設計において設備設計一級建築士の「関与」が求められるが、機械設備、電気設備のそれぞれの担当主任技術者が設備設計一級建築士である必要はないため、いずれかが設備設計一級建築士であればよいか。例えば、設備設計一級建築士を保有する機械設備担当主任技術者が電気設備設計を含めて総括し、専任の電気設備担当技術者を配置することで宜しいか。	電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者の少なくともどちらか一方が設備設計一級建築士で可とします。その場合、もう一方は建築設備士等の資格を有する者を担当主任技術者としてください。
4 業務上の参加条件			
実施要項	3	設備設計一級建築士が関与することを条件に、設備担当主任技術者には、建築整備士の資格者を配置することも宜しいか。（例えば、設備設計一級建築士を保有する機械設備担当主任技術者が、建築整備士の資格者である電気設備担当主任技術者を総括して進める。）	電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者の少なくともどちらか一方が設備設計一級建築士で可とします。その場合、もう一方は建築設備士等の資格を有する者を担当主任技術者としてください。
4 業務上の参加条件			
実施要項	6	(7) ③のプレゼンテーション説明者は、本業務に従事する技術者（管理技術者を含めて4名以内）と考えて宜しいか。	本業務に従事する予定である管理技術者以外は、本業務の従事や技術者であるかを問うものではありません。ただし、管理技術者及びパソコン等の操作者を含めて4名以内とします。
5 プロポーザルに関する手続			
実施要項	11	ア、イはそれぞれA 4版2枚以内、ウ、エはそれぞれA 4版1枚に収めることで宜しいか。	お見込みのとおりです。
別紙2 企画提案書類等について			
仕様書	9	仮設エリアを含む事業エリアへの建設が可能と考えて宜しいか。	お見込みのとおりです。
範囲図			
様式3		実施要項3 参加資格に記載の共同企業体等の構成員の他、協力会社の会社概要表と追加して宜しいか。	追加してもかまいません。
会社概要表			

資料名称	該当頁	質問内容	回答
該当項目			
実施要項	2	(9) 実績要件として、延床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上の複合化施設とありますが、教育研修施設と屋内運動場の複合化施設は要件を満たしていると考えて宜しいでしょうか。	屋内運動場が教育研修施設の附属施設（教育研修施設の利用者が使用するための施設）の場合は、要件を満たしたことはありません。例えば屋内運動場が市民体育館等の機能を有しているなどの場合は要件を満たしていることになります。
3 参加資格		また、基本計画策定業務・基本設計業務・実施設計業務のいずれかを元請として履行し、完了した実績という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
実施要項	9	⑦添付書類 ア全部事項証明書又は登記簿謄本について、個人事業所の場合、身元証明書を提出することで宜しいでしょうか。	個人事業所（主）の場合は、身元証明書を提出してください。
別紙1 参加表明提出書類について			
実施要項	2	(1) 「イ 建築（総合）主任技術者 ②平成 19 年 4 月 1 日以降に公共施設の新築又は改築（増築の場合は増築の部分に限る。）に係る基本設計又は実施設計業務を管理技術者として携わった実績を有する者」とありますが、管理技術者ではなく、建築（総合）主任技術者として携わった実績の誤記ではないでしょうか、ご教示下さい。	ご指摘のとおり誤記載ですので、以下のとおり訂正します。 「②平成 19 年 4 月 1 日以降に公共施設の新築又は改築（増築の場合は増築の部分に限る。）に係る <u>基本計画策定に関する業務、基本設計又は実施設計業務を建築（総合）主任技術者として携わった実績を有する者であること。</u> 」
4 業務上の参加条件			
以上			